

## 1. 理 由 書

取手都市計画区域は、取手市及び守谷市の全域、つくばみらい都市計画区域は、つくばみらい市の全域で構成され、本県の南部、東京都心から 40 km 圏内に位置し、首都圏整備法に基づく近郊整備地帯に指定されている。

つくばみらい都市計画区域では、国道 294 号や 354 号、常磐自動車道、つくばエクスプレス等の広域的な交通体系の整備の進展や、東京圏の外延的な拡大によって、人口や産業などの集積が進み、今後も人口の定着や都市化の進行が予想される。

特に、つくばエクスプレス沿線開発の進展により人口増加が続いており、それに対応するため、住宅地を中心とした新たな市街地の拡大が求められていることから、みらい平駅から南東に 1 km のみらい平周辺地区で住宅地を中心とした市街地の形成を図ることとしている。

取手市及びつくばみらい市の一部における下水の排除については、公共用水域の水質改善を目的とした汚水排水処理施設の整備を行うため、旧取手市および旧藤代町において昭和 55 年 12 月に、旧伊奈村において昭和 58 年 4 月に下水道の都市計画を決定した。

以降、平成 17 年 3 月に旧取手市と旧藤代町が合併し取手市となり、平成 18 年 3 月に旧伊奈村（当時伊奈町）と旧谷和原村が合併しつくばみらい市となった。これまでに 9 回の都市計画変更を経て、現在では、取手・つくばみらい公共下水道事業として、排水区域は約 3,845ha となっている。

今回、排水区域を拡大する地区は、つくばみらい市の（仮称）みらい平東地区である。（仮称）みらい平東地区は、茨城県生活排水ベストプラン（令和 5 年 3 月）には位置づけられていないものの、現在見直し中の利根川流域別下水道整備総合計画に位置付けられる予定である。

これらのことから、都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与すると共に、利根川水系をはじめとする公共水域の水質の保全および住民の生活環境の改善を図るため、本案の通り都市計画を変更するものである。